

市立保育所等産業廃棄物（蛍光灯）
収集運搬・処分業務に係る仕様書（収集運搬）

1 業務内容

- (1) 指定した廃棄物を対象施設から収集し、処分業者の事業所（最終目的地）まで適正に搬入し、引き渡すこと。
- (2) 本契約業者は、回収日当日において、回収される廃棄量と、マニフェスト伝票に記載された廃棄量が一致しているか確認後、押印を受けること。
- (3) 収集した廃棄物を運搬する際は、シート掛け等による飛散防止に努めること。また一時的に積替・保管の必要が生じたときには許可証に記載されている保管場所にて適正に保管すること。
- (4) 委託業務終了後、廃棄物の処分業者への引渡時の写真とマニフェスト伝票を幼保指導課に提出すること。マニフェスト伝票の購入及びその費用は、受注者の負担とする。

2 産業廃棄物の種類（蛍光灯）

金属くず、廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず

3 契約期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

4 事業場所

市立保育所等 全55施設（別紙一覧表のとおり）

5 予定数量

廃蛍光灯 2, 221kg程度

6 その他注意事項

- (1) 本契約業者は、廃棄物車輛の運搬経路及び運搬時の安全性を十分考慮し、関係法令等を遵守すること。
- (2) 回収の詳細な日程等については、各施設の施設長と別途協議すること。
- (3) 廃棄物を収集・運搬するときには、第三者または、施設及び備品に損害を与えないよう注意すること。損害を与えたときは、これを賠償するものとする。
- (4) その他、契約書の契約条項に従い契約を履行すること。
- (5) 提出書類（請求書、完了届、マニフェスト等）は、幼保指導課へ提出すること。

7 処分業者

〔廃蛍光灯・処分の場所〕

事業場の名称：
所在地：
処分の方法：
施設の能力：

〔処分業許可〕

名称及び代表者の氏名：
許可都道府県・政令市：
許可の有効期限：
事業の範囲：
産業廃棄物の種類：
許可の条件：
許可番号：

8 受注者の事業範囲

受注者は、収集・運搬に関する事業範囲を証するものとして、許可証の写しを発注者に提出し、契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、受注者は速やかにその旨を発注者に通知するとともに、変更後の許可証の写しを発注者に提出すること。